

仕様書

1 件名

自動販売機設置場所貸付け（草加市子育て支援センター）

2 概要

自動販売機の設置を目的とした敷地一部の貸付

3 貸付場所

- (1) 住所 埼玉県草加市松原一丁目3番1号 草加市子育て支援センター1階
- (2) 面積 2.00㎡（W2.00m×D1.00m） （別添1参照）

4 契約形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとし、契約は民法第601条に基づく賃貸借契約とする。

5 貸付期間

令和5年（2023年）2月1日から令和8年（2026年）1月31日まで（3年間）。

6 設置条件と遵守事項

(1) 設置

機器は搬入・設置（撤去）の全てを、草加市子育て支援センター（以下「管理者」）と協議の上、設置事業者の責任において指定場所にて実施すること。

(2) 機器の種類

災害支援型 自動販売機

(3) 機器の大きさ

W1.30m×D0.95m×H2.00m以下

(4) 機器のデザイン

デザイン、色調については、次の2点を遵守し作成すること。

①現行自動販売機における、ぼっくるんのイラスト、配置位置はそのまますること。

②色調については、ぼっくるんのイラストで使用している色（茶色、こげ茶色）との調和を損ねない色を背景色として使用すること。

- ・参考として、別添2を参照の上、ラッピング施工を検討すること。
- ・各イラストの配置位置の調整が必要な場合は事前に担当者と協議すること。
- ・ユニバーサルデザイン仕様のものであること。
- ・ぼっくるんのイラストデータは提供可能。

(5) 機器の環境対応

照明の自動点滅・減光、学習省エネ、ピークカット、真空断熱材、ヒートポンプ採用、ノンフロン対応など、環境負荷低減に資する技術を導入した機種とすること。

(6) 安全対策

ア 転倒防止「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準マニュアル」(日本自動販売機工業会作成)を遵守した措置を講じること。

イ 食品衛生「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。

ウ 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めること。

(7) 容器の回収

ア 容器回収ボックスを設置すること。必要な場合、管理者が個数を指定できるものとする。

イ 容器回収は定期的に行うこと。必要な場合、管理者が頻度を指定できるものとする。

ウ 容器回収ボックスの容量は、頻度と投入量を考慮すること。

エ 回収した容器は、関係法令により適正処理すること。

(8) 機器の設置及び管理運営

ア 商品の補充及び変更、賞味(消費)期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充、機器内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。

イ 保守点検を随時行い、故障時には即時対応すること。

ウ 機器の設置及び管理運営に伴う作業の履行時においては、施設内の衛生管理に協力し、身なりや服装に留意すること。また、利用者を最優先に取り計らう。

エ 機器には、必ず緊急連絡先を明記し、自動販売機の故障、問合せ、苦情については設置事業者の責において対応すること。

7 販売商品の種類等

(1) 容器 缶、ビン、ペットボトル、紙パック等の密閉式容器

(2) 種類 お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類、子ども向けの乳飲料とする。酒類の販売はしない。また、管理者から販売品の希望があった場合、可能な範囲で対応すること。

(3) 価格 標準小売価格より高い価格で販売しない。

(4) 品質 極端に賞味(消費)期限に近いものを販売しない。

8 費用負担

設置事業者が負担すべき費用は次のとおりとし、納付割合は、売上金額のうち設置事業者

が管理者に収める額の割合であり、単位は%とする。なお、契約期間中に消費税が変動した場合は、変動に従う（変更契約なし）。

(1) 貸付料

自動販売機設置場所の貸付けに掛かる費用とし、1か月当たりの貸付料は次の式により算出される。なお、使用期間が1か月に満たないときは、次の式で算出された貸付料を日割りによって計算した額を貸付料とする。

$$\text{貸付料} = \underline{\text{基本料(月額)} + \text{売上変動分(1か月の売上金額} \times \text{納付割合)} + \text{電気料(自販機分)}}$$

ア 基本料（月額）

金3,830円(草加市行政財産の使用料に関する条例第3条に基づき、算出された額)

イ 納付割合

設置事業者が算出し、応募申込・提案書（様式）の納付割合提案に記入した数（小数点第2位までを%で表示）

※割合は6(3)の事項を勘案して差支えない。

ウ 電気料

設置事業者が設置した子メータ（計量法(平成4年法律第51号)の検査に合格したもの）により計測した電気使用量に基づき、次式から計算した額（小数点以下切捨て）

$$\text{電気料} = \frac{\text{自販機の電気使用量}}{\text{施設の電気使用量}} \times \text{施設の電気料金} + \text{消費税}$$

エ 納付方法

月額確定後に管理者から設置事業者へ納付書を送付する。（納付期限：送付日から1か月以内）

(2) 設置費等

機器の設置、付随する資器材、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担すること。

9 報告

設置事業者は毎月10日までに次の事項を報告すること。

- (1) 前月分の自動販売機の売上数及び売上金額
- (2) 前月分の自動販売機の電気使用量
- (3) その他、事故、不具合など管理者へ報告すべき事項

10 貸付場所の返還

設置事業者は、契約解除等により機器を撤去する場合、原状復旧のうえ管理者の確認を受けること。

11 自動販売機設置に伴う事故

機器の設置によって第三者に事故が生じた場合、管理者の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

12 商品等の盗難及び破損

- (1) 管理者の責に帰する場合を除き、同者はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は商品及び自動販売機が汚損又は破損したときは、速やかに復旧し、これに係る経費は、設置事業者の負担とする。

13 禁止事項

- (1) 貸付場所を指定用途以外の用途に使用してはならない。
- (2) 貸付場所を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしてはならない。
- (3) 賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定してはならない。

14 災害時の対応

災害時は、自動販売機の全商品を無料で提供すること。提供方法については、管理者と協議する。なお、特段定めなき場合は、「草加市災害対策本部」の設置をもって「災害」と位置付ける。

15 その他

- (1) 本仕様書に記載なき事項については、担当者と協議すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (4) 草加市政における公正な職務遂行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

16 連絡先

草加市役所 子ども未来部 子育て支援センター
企画係 古江
Tel: 048-941-6819